

令和3年第4回区議会定例会

議案説明資料 (追加提案分)

(議案第101号)

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年10月20日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、民間における特別給の支給状況を勘案し、職員の特別給の年間の支給月数を0.15月引き下げ、4.45月とするものであった。一方で、月例給については、職員の給与が民間従業員の給与を94円、率で0.02%上回っている状況であるが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、改定を行わないことが適当であるとの報告がなされた。

区では、こうした状況を踏まえて、本年11月1日に区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等について、特別職報酬等審議会に諮問したところ、同月19日に答申がなされた。

答申の内容は、区の財政状況及び特別区人事委員会の勧告等の内容等を総合的に勘案した結果、職員と同様、区長等の給料月額及び議員報酬月額の改定は行わず、期末手当の支給月数を0.15月引き下げることが妥当である、とするものである。

区では、この答申を受け、検討した結果、区長等の期末手当を答申どおり改定することとした。

このことに伴い、区長等の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。なお、関連する4件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数を0.15月引き下げ、年間の支給月数を3.93月とし、区議会議員の期末手当の支給月数を0.15月引き下げ、年間の支給月数を3.68月とする。(杉並区長等の給与等に関する条例第5条、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第8条、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第8条及び杉並区監査委員の給与等に関する条例第4条)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

(議案第102号)

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年10月20日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、民間における特別給の支給状況を勘案し、職員の特別給の年間の支給月数を0.15月引き下げ、4.45月とするものである。この支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引くこととされた。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、本区においても、職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

職員及び管理職員の期末手当の年間の支給月数を0.15月引き下げ、年間の特別給を4.45月とし、再任用職員及び再任用管理職員の期末手当の年間の支給月数を0.05月引き下げ、年間の特別給を2.35月とする。

(第29条)

<実施の時期>

公布の日。ただし、第2条による改正は、令和4年4月1日

(議案第103号)

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

会計年度任用職員の期末手当については、常勤職員との権衡等を踏まえて定めることが適当であるとされているところ、特別区においては、常勤職員と同じ支給月数の期末手当を支給することとしている。

本年10月20日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、民間における特別給の支給状況を勘案し、職員の特別給の年間の支給月数を0.15月引き下げ、4.45月とするものである。この支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引くこととされた。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとし、会計年度任用職員の期末手当の支給月数についても、常勤職員と同様に引き下げることとした。

このことに伴い、本区においても、会計年度任用職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

会計年度任用職員の期末手当の年間の支給月数を0.15月引き下げ、2.40月とする。(第16条及び第30条)

<実施の時期>

公布の日。ただし、第2条による改正は、令和4年4月1日

(議案第104号)

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年10月20日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、民間における特別給の支給状況を勘案し、職員の特別給の年間の支給月数を0.15月引き下げ、4.45月とするものである。この支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引くこととされた。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、一般の職員の給与改定と同様に、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

職員及び管理職員の期末手当の年間の支給月数を0.15月引き下げ、年間の特別給を4.45月とし、再任用職員及び再任用管理職員の期末手当の年間の支給月数を0.05月引き下げ、年間の特別給を2.35月とする。

(第27条)

<実施の時期>

公布の日。ただし、第2条による改正は、令和4年4月1日

(議案第105号)

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年10月20日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、民間における特別給の支給状況を勘案し、職員の特別給の年間の支給月数を0.15月引き下げ、4.45月とするものである。この支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引くこととされた。

区では、このことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、期末手当を引き下げることにした。

このことに伴い、学校教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

職員及び管理職員の期末手当の年間の支給月数を0.15月引き下げ、年間の特別給を4.45月とし、再任用職員及び再任用管理職員の期末手当の年間の支給月数を0.05月引き下げ、年間の特別給を2.35月とする。

(第29条)

<実施の時期>

公布の日。ただし、第2条による改正は、令和4年4月1日

(議案第106号)

令和3年度杉並区一般会計補正予算(第11号)

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等について、新たな事情や緊急性の観点から計上するものです。

【概要】

補正事業 4事業 2,945,993千円

【歳出予算】

○区政運営の総合調整 120千円
○区政の広報 360千円
○子育て世帯への臨時特別給付金支給事業 2,612,866千円
○予防接種 332,647千円

【歳入予算】

○国庫支出金 2,677,988千円
○繰入金 267,525千円
○特別区税(財源保留) 480千円

【債務負担行為】

○変更 (単位:千円)

	事項	期間	限度額
変更前	予防接種 (ワクチン接種等委託)	令和4年度まで	2,056,000
変更後	予防接種 (ワクチン接種等委託)	令和4年度まで	2,398,000